

(その2)

全 団 体

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	①	72,455	円	※②+③
(前年からの繰越額)	②	72,455	円	※前年分の収支報告書の「翌年への繰越額」の金額と必ず一致すること。 ※報告年中に設立した団体は0(ゼロ)を記入すること。
(本年の収入額)	③	0	円	※前年からの繰越額を除き収入がない場合は0(ゼロ)を記入すること。 ※(その2)A+B+(その3)C+(その4)D+(その5)E+(その6)Fの合計
支 出 総 額	④	0	円	※(その13)Hと一致すること。
翌 年 へ の 繰 越 額	⑤	72,455	円	※①-④(マイナスにはなり得ないこと。)

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	A	0	円	※報告年中に政治団体として徴した会費等の総金額及び納入した実人数を記入すること。
員 数		0	人	

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	※	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	⑥	0 円	※(その7)「個人からの寄附」の合計額G
(うち特定寄附)		0 円	※⑥の内数(寄附者に㊦の表示がある寄附額の合計。)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	⑦	0 円	※(その7)「法人その他の団体からの寄附」の合計額G ※政治資金規正法上は政党(支部)のみ
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	⑧	0 円	※(その7)「政治団体からの寄附」の合計額G
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	⑨	0 円	※⑥+⑦+⑧ ※(その7)の各区分ごとの合計額Gを合計した額と一致すること。
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0 円	※⑨の内数→(その8)を作成すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	⑩	0 円	※政治資金規正法上は政党(支部)のみ→(その9)を作成すること。
合 計 (ア + イ)	B	0 円	※⑨+⑩

内訳(その7)
※各区分ごとに作成

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無

資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考	資産等が有の場合は 以下の様式を作成
ア 土 地	☐	☒		(その18-1)
イ 建 物	☐	☒		(その18-2)
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒		(その18-3)
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒		(その18-4)
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒		(その18-5)
カ 金 銭 信 託	☐	☒		(その18-6)
キ 有 価 証 券	☐	☒		(その18-7)
ク 出資による権利	☐	☒		(その18-8)
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒		(その18-9)
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒		(その18-10)
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒		(その18-11)
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒		(その18-12)

※ 各項目別区分の「有無」について、該当する□を選択すること。「有」を選択した場合は、該当する項目別区分の(その18)を作成すること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 28 日

政 治 団 体 の 名 称 、 松利会

会 計 責 任 者 の 氏 名 、 佐藤聡司



<解散の場合のみ記入する>

代 表 者 の 氏 名

(備考)

1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※1 「監査意見書」は、「政党の本部」又は「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体(資金管理団体に指定されている場合も含む)」は不要となること。

※2 「国会議員関係政治団体」は、「政治資金監査報告書」を提出する必要があること。なお、収支報告書は政治資金監査を受けた上での宣誓・提出となること。